

鳥海国定公園河原宿小屋の事業決定について

1 事業決定を要する経緯

河原宿小屋は、湯の台口から鳥海山へ登る登山ルート上にあり、鳥海大物忌神社の参籠所として同神社が昭和52年に建てた山小屋である。

その後、平成23年に雪害による倒壊の危険性があるとの判断により、同神社では使用禁止の措置を行っている。

河原宿小屋は参籠所としての機能のほか、避難小屋や遭難者捜索等の基地としても重要な施設であったことから、神社側に再整備等の要望が寄せられていたものの、その再建に要する費用の捻出が困難との理由で現在に至っている。

この度、遊佐町が神社に代わって河原宿小屋を再建することを決定したことから、事業執行者を遊佐町として鳥海国定公園の事業決定を行うものである。

2 事業決定に関する法令について

・自然公園法第9条第2項（公園事業の決定）

国定公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。

・山形県環境審議会運営規則第6条（部会の決議）

（3）野生生物・自然環境部会

チ 公園計画に基づく公園事業の決定、変更及び廃止に関すること

3 鳥海国定公園の山小屋（山形県側）

施設名	建築年度	公園計画名称	公園計画決定	事業決定	管理者 (事業執行者)
御室小屋 (鳥海山頂参籠所)	S 52	宿舎(鳥海山頂)	昭和40年5月7日	なし	鳥海大物忌神社
御浜小屋 (御浜参籠所)	H 7	宿舎(御浜)	昭和40年5月7日	なし	鳥海大物忌神社
河原宿小屋 (河原宿参籠所)	S 52	宿舎(河原宿)	昭和40年5月7日	なし	鳥海大物忌神社 (新:遊佐町)
滝の小屋	S 62	宿舎(滝の小屋)	昭和40年5月7日	あり	遊佐町
万助小舎	S 36	避難小屋(万助平)	平成20年8月5日	なし	酒田市
鶴間池小舎	H 2	避難小屋(鶴間池)	昭和40年5月7日	なし	酒田市

(案)

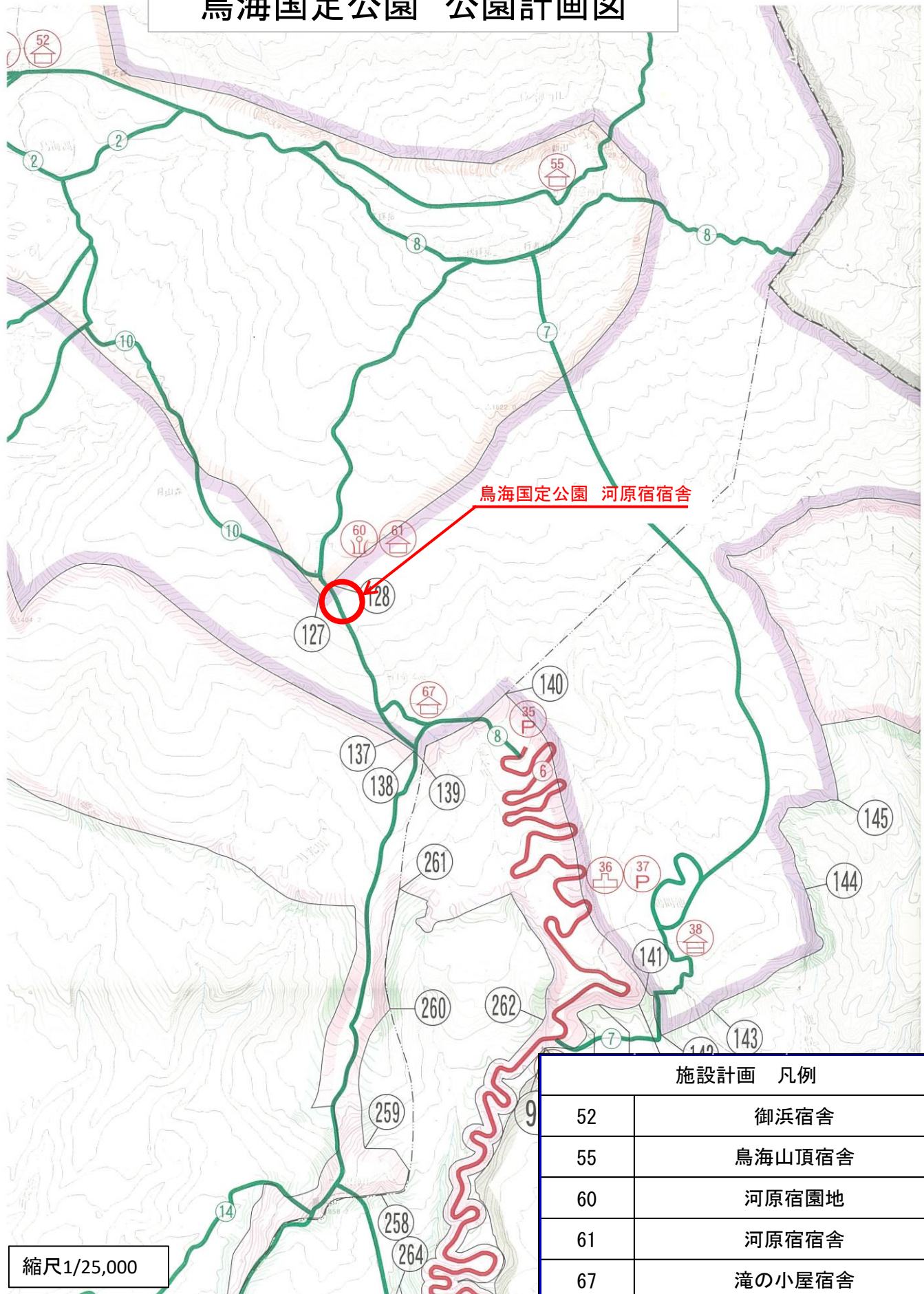
鳥海国定公園
事業決定書

山形県告示第 号
平成 年 月 日

事業決定事項	事業の名称及び種類	河原宿（宿舎）
	事業地	山形県飽海郡遊佐町吹浦字鳥海山1番地
	施設の規模	区域面積 0.005ha
	添付図面	区域図 1/25,000

参 考 事 項	公園計画	利用施設計画	宿舎	昭和40年5月7日 山形県告示第419号
		保護規制計画	第1種特別地域	昭和38年7月24日 厚生省告示第327号
		事業執行者（予定）	遊佐町	
		事業費（概算）	100,000千円	
		工種	宿舎1棟（木造）	
		備考	整備予定：令和6年7月～令和7年9月	

鳥海国定公園 公園計画図



縮尺1/25,000

施設計画 凡例	
52	御浜宿舎
55	鳥海山頂宿舎
60	河原宿園地
61	河原宿宿舎
67	滝の小屋宿舎





河原宿小屋現況写真

01 西側



02 東側



03 東側



04 河原宿公衆トイレ



05 再整備予定地



06 再整備予定地